

経 ViewPoint

2018. 2. 1

営 相
談

事例解説 法定相続人の範囲

篠原徹旨 相談部 東京相談室

相続が発生した場合に権利義務を承継する法定相続人の範囲は、民法第5編「相続編」に明確な規定が置かれているため、通常のケースではこれを機械的に当てはめるだけで比較的簡単に判断できるはずですが、しかし、実際に実務で遭遇する事例には、特殊なケースが含まれることがあり、判断に困るものも少なくありません。今回は、日々寄せられる相談のなかから、問題となりやすかったり、盲点となりやすかったりする事例を抽出し、その対応を解説をします。

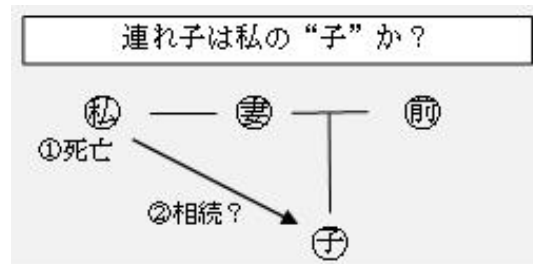
【凡例】法：民法

1. 配偶者の連れ子、親の養子

Q. 妻には前の夫との子（連れ子）がいます。生後間もないうちから同居しているため、私は連れ子の子を実の子のように思っていますが、この子は“子”として、私の法定相続人になれるのでしょうか。

A. 連れ子は、法定相続人ではありません。

第一順位の法定相続人（法 887 条）である“子”とは、実際の血の繋がりがある「実子（自然血族）」と、縁組によって法制度上の血縁関係を生じさせた「養子（法定血族）」の2種類です。「連れ子」は、実子でも養子でもないため、あなたの法定相続人ではありません。財産を遺すためには、連れ子との養子縁組や、遺言による遺贈などを検討するとよいでしょう。

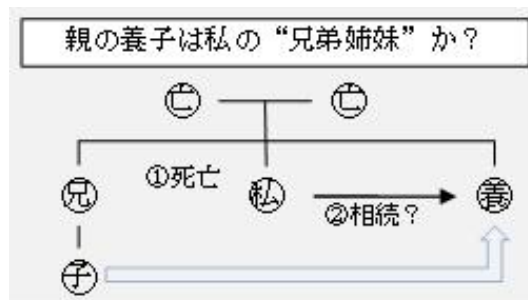


Q. 亡き父母が、生前に兄の子を養子にしていたようです。私には子がいませんが、父母の養子は“兄弟姉妹”として私の法定相続人になりますか。

A. 兄弟姉妹として、法定相続人になり得ます。

第三順位の法定相続人である“兄弟姉妹”（法 889 条）とは、親を同じくする傍系の血族を指します。親と養子との養子縁組によって、養子と養親の血族の間にも血族間におけるのと同じ親族関係が形成される（法 727 条）ため、親の養子はあなたの兄弟姉妹として、法定相続人になり得ます。

なお、兄弟姉妹とその代襲者には遺留分がないため、あなたは遺言によって任意に財産を処分することができます。よって、親の養子が法定相続人になるとしても、遺言で調整する限り大きな問題にはならないはずです。



【基礎を確認！】法定相続人の範囲と順位 cf. 法 887 条～890 条

- ・ 第一順位：子、第二順位：直系尊属、第三順位：兄弟姉妹。配偶者は常に相続人になる。
- ・ 先順位の者がいる限り次順位以下の者は法定相続人にはなれない。
- ・ 直系尊属は、親等の近い者から順に法定相続人になる。
- ・ 相続発生時、子がすでに亡くなっている場合は孫が、孫も亡くなっている場合はひ孫が代襲して相続人になる。兄弟姉妹が法定相続人の場合は、一代限り（甥姪まで）代襲して相続人になる。

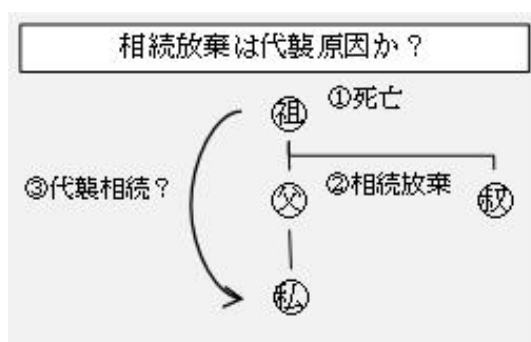
2. 法定相続人の相続放棄

Q. 祖父が亡くなりました。法定相続人は父と叔父の2名ですが、父は思うところあって家庭裁判所に相続放棄の申述をしました。この場合、私が父を代襲し、祖父の法定相続人になるのでしょうか。

A. 親が相続を放棄しても、子が代襲することはできません。

代襲原因は、法 887 条に明確に規定されており、被代襲者の「死亡」、「欠格事由（法 891 条）への該当」、「家庭裁判所の決定による廃除（法 892 条）」の3つの場合に限られます。

父が相続を放棄すると、その相続について「初めから相続人とならなかったものとみなす」（法 939 条）ため、本件の法定相続人は叔父のみとなります。なお、叔父が遺産の全部を相続したうえで、あなたにその一部を無償で分与することは可能です。ただし、この場合、叔父には遺産全体を課税財産として相続税が課税され、あなたには叔父から贈与を受けたと評価されて贈与税が課税されますから、課税関係に留意しましょう。



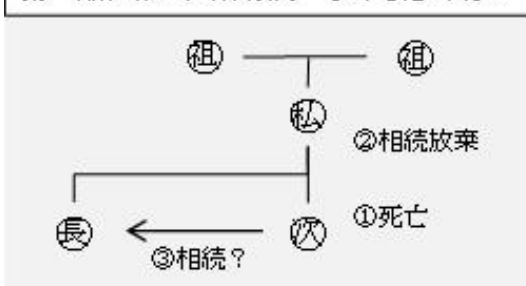
Q. 次男は、私と私の両親との4人暮らしでしたが、未婚のまま早逝してしまいました。法定相続人は私ですが、私は十分な財産を持っているので、次男の遺産は長男に相続させたいと思っています。次男の遺産は、私が相続を放棄すれば、長男が相続できるでしょうか。

A. 親の放棄によって、祖父母が法定相続人になります。

第二順位の法定相続人は“直系尊属”であり、親等の近い者が優先して法定相続人になります（前ページ [基礎を確認！] をご参照）。よって、一親等である母が相続を放棄した場合は、二親等である祖父母が法定相続人です。長男に次男の遺産を相続させるには、祖父母も含めた直系尊属全員が相続を放棄する必要があります。

母が相続放棄した場合の祖父母の相続権は、子や兄弟姉妹が法定相続人である場合の“代襲相続”ではなく、個々の固有の資格によるものです。前項で解説した事例のように、代襲原因の有無を問うケースとは根本的に異なりますから、混同しないように留意しましょう。

第二順位が“直系尊属”である意味は？



Q. 個人で不動産賃貸業を営んでいた父が亡くなりました。事業は負債も含めて母が承継することになっており、私は家庭裁判所に相続放棄の申述をするつもりです。しかし、資産家である108歳の祖父が存命しており、遠からず多額の遺産が生じます。今回、父の相続を放棄することで、祖父の相続についても受けられなくなるのでしょうか。また、今回の相続放棄で、母が逝去した場合の相続権まで失ってしまうのでしょうか。

A. 相続を放棄しても、代襲権を喪失することはありません。また、父の相続を放棄しても、今後の母の相続には影響しません。

代襲者となるための要件は、被代襲者（本件では父）の「子」であることです（法 887 条 2 項）。父の相続を放棄しても、父の「子」であることまで否定されることはないため、祖父の代襲相続人になることは可能です。

また、相続放棄の効果は「その相続に関しては、初めから相続人とならなかったものとみなす」（法 939 条）ものであり、あくまで特定の被相続人との関係において相続権を喪失するものです。よって、父の相続を放棄したからといって、母からの相続を受けられなくなることはありません。

相続放棄が他の相続に影響するか？



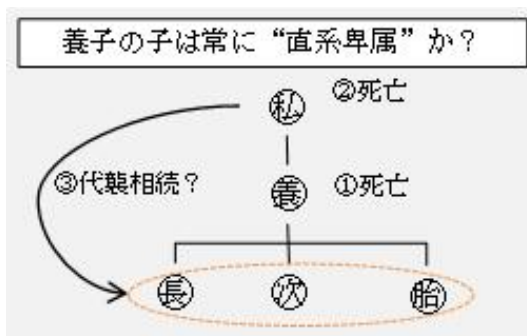
3. 養子が養父母より先に亡くなった場合

Q. 15年前に養子縁組をし、その養子は半年前に病気で急逝しました。養子には縁組の1年前に生まれた長男と、縁組の2年後に生まれた次男、そしてこれから生まれるであろう妊娠6カ月の胎児がいます。この3人は、養子に代襲して私の法定相続人になるのでしょうか。

A. 縁組後に出生した子だけが代襲者になります。

自分より先に子が亡くなった場合、孫が子に代わって自分の相続人になる——というのが“代襲相続”の典型例です。しかし、被相続人の直系卑属でない者は、たとえ相続人の子であっても相続人を代襲することはできない（法 887 条 2 項但書）という、一般にあまり意識されていない例外があり、本件ではこの点が盲点になりがちです。

養親は、養子縁組で養子との法定血族関係を形成しますが、縁組時点の養子の血族とは何らの身分関係も形成されません（法 727 条）。よって、養子の長男はあなたの直系卑属ではなく、あなたの法定相続人にはなりません（昭和 27 年 2 月 2 日民甲 89 号民事局長回答）。これに対し、次男は自分の親があなたの養子になってから出生しましたから、あなたの直系卑属であり、養子に代襲してあなたの法定相続人になります。また、胎児は相続についてはすでに生まれたものとみなされます（法 886 条）から、無事に生まれてきさえすれば、あなたが逝去するタイミングに左右されず、養子を代襲してあなたの法定相続人になります。このように、養子の子が代襲者になるか否かは、出生のタイミング次第なのです。

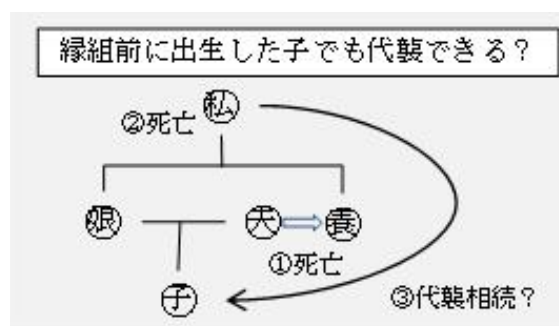


Q. 娘の配偶者を養子にしていますが、娘夫婦には養子縁組前に出生した長男がいます。娘の配偶者が私より先に亡くなった場合、娘夫婦の長男は代襲相続人になることができますか。

A. 娘夫婦の長男が父を代襲して相続人になります。

前項の事例において、縁組前に出生した子が代襲相続人になれなかったのは、養子の子が被相続人の直系卑属ではなかったからです。

本件の場合は、娘夫婦の長男は実の娘の子ですから、出生のタイミングを問わず、娘を通じてあなたの直系卑属です。よって、養子に代襲して法定相続人になることができます。



5. 相続資格の重複

Q. 私は兄、姉との三人兄弟ですが、私の夫および姉の子は、いずれも私の父と養子縁組をしています。

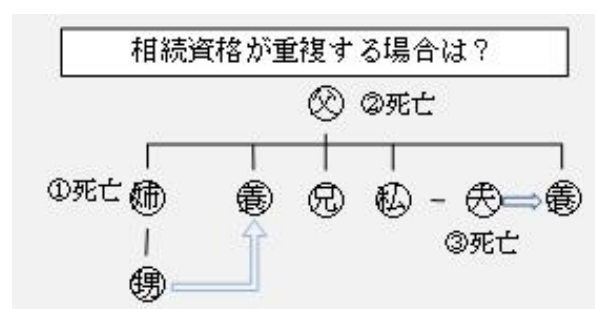
- ① 先日姉が亡くなりました。将来、父が亡くなった場合、姉の子は「養子としての地位」と「姉の代襲者としての地位」のどちらの資格で父を相続するのでしょうか。
- ② 私たち夫婦には子がいません。今後、夫が亡くなった場合、私は「配偶者としての地位」と「兄弟姉妹としての地位」のどちらの資格で夫を相続するのでしょうか。

A. ① 両方の地位で相続し、法定相続分を合算して計算します。
② 配偶者の地位でのみ相続します。

養子縁組をすると「子=子の代襲者」、「配偶者=兄弟姉妹」といった相続資格の重複が生じることがあり、法定相続分を合算するか否かが問題になります。この場合の取り扱いについては、条文上に明確な定めがなく、さまざまな考え方がありますが、実務上は過去の行政先例に則って取り扱うのが無難でしょう。つまり、①については、養子としての地位

と実子の代襲者の地位の両方の相続分を合算して取得します(昭和26年9月18日民甲1881号民事局長回答)。また、②については配偶者の資格のみで相続分3/4を取得し(昭和23年8月9日民甲2371号民事局長回答)、兄弟姉妹としての地位は考慮しません。

相続資格の重複には、本事例以外にもさまざまなパターンがあります。血族相続人としての資格が重複する場合は、両方の資格での相続分の計算を認める半面、血族相続人と配偶者としての資格が重複する場合は、配偶者としての資格でのみ相続分を計算するのが、先例の基本的な姿勢といえます。



内容は2017年8月31日時点の情報に基づいて作成されたものです。

本情報は、法律、会計、税務などの一般的な説明です。個別具体的な法律上、会計上、税務上等の判断や対策などについては専門家(弁護士、公認会計士、税理士など)にご相談ください。また、本情報の全部または一部を無断で複写・複製(コピー)することは著作権法上の例外を除き、禁じられています。